

2017年（平成29年）12月12日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会長 小原正敏

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

大阪刑務所は、視力に障害を有する被収容者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれが明らかでない限り、対象を拡大できるレンズの付いた視力を補正するための自弁のルーペの所持及び使用を認めるよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

(1) 申立人

申立人は、2015年（平成27年）1月に大阪刑務所へ入所し、2016年（平成28年）11月26日に満期釈放された。本件申立時、申立人は、大阪刑務所にて受刑中であった。

(2) 申立人の視力

申立人は、「両眼視神経萎縮」により視力が「右0.07、左0.05」と減退しており、身体障害者2級に認定されている。

申立人の視力について、主治医の診断によれば、眼鏡による矯正は期待できない。そのため、申立人は、1ないし1.5cm以下の文字については読むことができないが、自弁のルーペ（対象を拡大できるレンズが3枚付いている金属製ルーペで、3枚のレンズの組合せにより倍率を調整できるもの。以下、「本

件ルーペ」という。)を用いて拡大すれば、読むことができる。

(3) 本件ルーペの使用の不許可

申立人は、大阪刑務所において、文字を読むための本件ルーペの使用が認められなかったため、2015年(平成27年)4月20日、その使用を不許可とした措置の取消を求めて大阪矯正管区長に審査の申請をなした。しかし、同年5月7日に請求は却下され、再審査請求に対しても同年7月21日付けで却下された。

(4) これまでの本件ルーペ使用の状況

申立人に対しては、これまで、大阪拘置所及び神戸刑務所において補正器具として本件ルーペの使用が認められてきており、その使用について特に施設管理上の問題が生じたことはない。

2 当会の判断

(1) 刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律における取扱い

刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第42条第1項は、「被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。」として、第1号で「眼鏡その他の補正器具」を挙げている。

本件において、申立人は、視神経萎縮のために著しく視力が損なわれており(右0.07、左0.05)、身体障害者2級に認定されている。そして、申立人は、1ないし1.5cm角以上の大きさの文字でなければ裸眼では読むことができないが、本件ルーペを使用すればそれ以下の大きさの文字を読むことができるというのであり、本件ルーペが同号にいう「補正器具」であることは明らかである。

(2) 本件ルーペ使用の必要性

文字や文章を読むことは、日常生活において情報を取得するために必要なことである。そして、その情報取得は、単に日常生活が便利になるということにとどまらず、個人の思想及び良心の形成に寄与するものであり、さらに外部に対する表現活動を行うために必要なことでもある。その意味で、情報を取得することは、内心の自由、表現の自由及び学問の自由その他の精神的自由権全般に必須の事柄といえる。

申立人は、眼鏡による視力の矯正を期待できず、本件ルーペでなければ文字を読めない状況であった。そして、情報媒体の文字の大きさは様々であるし、

日常生活上の使用目的に応じて倍率の異なったレンズを使用する必要もあることから、複数のレンズの使用を認めるべきである。

(3) 施設管理上の問題の有無

また、本件ルーペは、一般販売されており、目的物を拡大するための用途で利用されている。

申立人に対しては、これまで、大阪拘置所及び神戸刑務所において補正器具として本件ルーペの使用が認められてきており、その使用について特に施設管理上の問題が生じたことはない。

そのため、本件ルーペは、金属製であることや複数のレンズを備えていることを考慮しても、特に凶器になりうるものとはいえず、殊更に大阪刑務所内の施設管理上に問題が生じるとはいえない。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

さらにいうと、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「差別解消推進法」という。）は、行政機関における障がい者を理由とする差別を禁止している（差別解消推進法第7条）。そして、差別解消推進法第9条第1項に基づいて、「法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年11月30日付け法務省人企訓第4号、以下「対応要領」という。）も定められ、法務省の職員が適切に対応すべき事項について定められている。

対応要領第5条及び差別解消推進法第7条第2項は、障がい者に対する社会的障壁の除去について合理的配慮の提供を求めるものであり、対応要領別紙に職員に対する詳細な留意事項が記載されている。特に、対応要領別紙6頁に記載があるように、合理的配慮は「多様かつ個別性の高いもの」であり、「社会的障壁の除去のための手段及び手法について…必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの」である。

また、内閣府障害者政策委員会第3小委員会の第3回会議（平成24年10月15日開催）で法務省から提出された「障害を有する受刑者の処遇及び支援について」と題する資料（以下「資料」という。）にも、「補正器具の使用については、視聴覚障害のある被収容者には、自己の眼鏡、補聴器等を使用させ、必要に応じて施設が貸与又は支給するなど、障害の程度に応じて必要な補正器具を使用させることとしています。」と記載されている。

本件において、申立人は、眼鏡による矯正を期待できず、元々、自弁の本件

ルーペを使用して日常生活を送っていたのであるから、大阪刑務所内においても本件ルーペの使用を認めるのが、その障害の程度に必要なかつ合理的な措置といえる。

そうすると、申立人に本件ルーペを使用させないことは差別解消推進法及び対応要領に違反する違法な取扱いであるし、資料の「障害の程度に応じて必要な補正器具を使用させる」との記載に反する取扱いである。

(5) 結論

大阪刑務所の取扱いは、差別解消推進法及び対応要領等に違反し、憲法第21条（情報を取得し発信する自由）に反する人権侵害であると認められる。

よって、今後、同様の事態が発生しないよう、第1項記載のとおり勧告するのが相当であると判断した。

以上